

マーチングバンド部門
【コンテスト】
実施規定・審査規定

マーチングバンド部門実施規定

1. 参加資格

- (1) 参加資格は、次のいずれかとする。
- ①日本マーチングバンド協会に加盟しており、各県組織より参加資格を与えられた団体であること。大会は加盟登録名で参加すること。
 - ②大会実行委員会より出演依頼された団体または個人であること。（特別出演）
- (2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをする。
- ①構成メンバーの登録(当日の構成メンバーは登録人数以内であること)
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場する者(教師等の指揮者を含む)とする。
 - ②団体参加費として15,000円(合同は2団体目から5,000円ずつ追加)の納入
 - ③構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,200円の納入(プログラム、記念バッジ、出演者席料、傷害保険料等を含む)
※ただし、(1)②については、団体参加費・構成メンバー登録会費を徴収しない。
 - ④その他、指定した書式の提出
- (3) 加盟団体及び構成メンバーの東北大会への参加は1回とする。
ただし、教師等の指揮者及び(1)②、並びにフェスティバルの部への参加については、この限りではない。

2. 構成と編成

編成別人数表

※本大会は人数編成区分による審査は行わないが、全国大会に推薦された団体は、本大会の出場人数により、自動的に下記表の全国大会の編成区分に振り分けられる。
※小学生・中学生・高等学校の各部は、2名までの教師等の指揮者を含む。

	小編成	中編成	大編成
小学生の部	40名以内	—	41名以上100名以内
中学生の部	40名以内	—	41名以上100名以内
高等学校の部	40名以内	41名以上80名以内	81名以上150名以内
一般の部	40名以内	41名以上80名以内	81名以上150名以内

(1) 小学生の部

- ①構成は次のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の小学生構成
 - イ. 複数加盟団体の合同小学生構成
- ②小学生以外の指揮者は2名までとする。小学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時の楽器・器物等の搬入及び搬出は可)
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は次の区分によって振り分けられる。
 - ア. 小編成; 指揮者を含めて40名以内の編成
 - イ. 大編成; 指揮者を含めて41名以上100名以内の編成
- ④楽器編成は自由とする。
シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ⑤ビブラフォンは電池・モバイルバッテリー・ポータブル電源の使用を認める。

(2) 中学生の部

- ①構成は次のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の中学生構成
 - イ. 複数加盟団体の合同中学生構成
 - ウ. 単一加盟団体の小・中学生構成
 - エ. 複数加盟団体の合同小・中学生構成
- ②小・中学生以外の指揮者は2名までとする。ただし、小・中学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時の楽器・器物等の搬入及び搬出は可)
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は次の区分によって振り分けられる。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて40名以内の編成
 - イ. 大編成；指揮者を含めて41名以上100名以内の編成
- ④楽器編成は自由とする。

シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ⑤ビブラフォンは電池・モバイルバッテリー・ポータブル電源の使用を認める。

(3) 高等学校の部

- ①構成は次のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の高等学校団体
 - イ. 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
 - ウ. 複数の公立高等学校による合同編成(公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中)
※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める。
- ②生徒以外の指揮者は2名までとする。ただし、生徒以外の指揮者は、指揮を行えるが演奏演技及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時の楽器・器物等の搬入及び搬出は可)
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は次の区分によって振り分けられる。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて40名以内の編成
 - イ. 中編成；指揮者を含めて41名以上80名以内の編成
 - ウ. 大編成；指揮者を含めて81名以上150名以内の編成
- ④楽器編成は自由とする。

シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ⑤ビブラフォンは電池・モバイルバッテリー・ポータブル電源の使用を認める。

(4) 一般の部

- ①単一加盟団体による構成。ただし、小学生以上であること。
- ②人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は次の区分によって振り分けられる。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて40名以内の編成
 - イ. 中編成；指揮者を含めて41名以上80名以内の編成
 - ウ. 大編成；指揮者を含めて81名以上150名以内の編成
- ③楽器編成は自由とする。

シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ④ビブラフォンは電池・モバイルバッテリー・ポータブル電源の使用を認める。

3. 演奏演技

(1) 演技フロア

- ①演技フロアは、別記フロア図のとおりとする。(特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて5cm幅)
- ②フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
- ③上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線(15cm幅)で明示する。
- ④演技フロア全域に5m間隔の十字の印(縦横30cm)を明示する。
- ⑤演技フロアへの入場は、構成メンバー(1.参加資格(2)①参照)、登録引率者及び登録運搬補助員のみとする。

(2) 入退場

- ①構成メンバーは、係の指示に従い、入場ラインの外側で待機する。
- ②構成メンバーは、団体名のアナウンスの後に鳴らすジングルが鳴り終わったら入場を開始し、演奏演技の準備をする。
- ③演奏演技終了後は、見なし退場ライン(退場口側30m側面ライン)を通過し、指定された退場口を使用し、速やかに退場する。
※入退場においては安全を最優先しつつ、スムーズに行う。

(3) 演奏演技時間

①計時開始

入場開始合図のジングルが鳴り終わり、構成メンバー・登録引率者・登録運搬補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを超えた時点。

②審判の合図

※入場開始から30秒後→白旗を水平に上げる。

入場開始から50秒後→白旗を垂直に上げる。

入場開始から1分後 →白旗を振り下ろす。

以降は演奏演技開始可能。

入場開始から1分間は演奏演技をすることはできない。

※審判の合図する場所については、別記フロア図を参照。

③計時終了

演奏演技終了後、すべての構成メンバー・登録引率者・登録運搬補助員及び器物等が見なし退場ラインを通過した時点。

最後のメンバー及び器物等が見なし退場ラインを超えてからの演奏演技は不可とする。

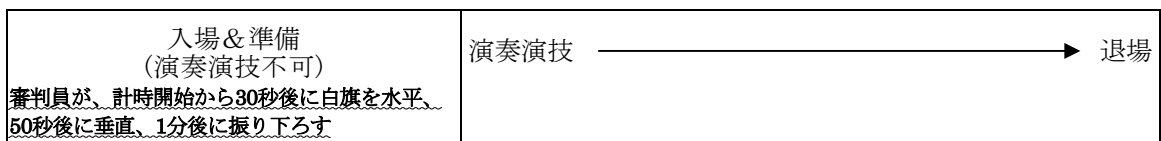
団体名アナウンス後に
ジングルが鳴る

30秒

50秒

1分

見なし退場ライン
通過



※50秒後にテーマタイトルアナウンス

小学生の部・中学生の部：8分以内

高等学校の部・一般の部：9分30秒以内

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。

なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1 m 2 0 c mを越える高さで演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②器物と繋がっている布は器物としての制限を設けない。

③器物と器物を布で繋ぐことは禁止とする。

④フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出する。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②施設の電源は使用不可。乾電池・モバイルバッテリーの使用を認める。（ポータブル電源は不可。）使用の際はその安全性が製造メーカーによって保証されているものに限る。

③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

④乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）やドローン等、リモコンで操作されるもの、動物は不可とする。

(3) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用する。

大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。

その他の場所での指揮台使用については、各団体での持ち込みを可とする。

(4) 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

(5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、落下等により他の団体の演技の妨げとならないよう、注意すること。

5. 登録引率者及び登録運搬補助員

- (1) 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
※登録費として引率者1名につき1,200円を納入する。
(プログラム、記念バッジ、引率者席料、傷害保険料等を含む)
- (2) 登録運搬補助員については、すべての部において、1団体につき1.5名まで登録することができる。
※登録運搬補助員は、団体受付時に配付する登録運搬補助員シールを左肩に貼り付ける。
※登録運搬補助員は、一般客立入禁止エリア内の大型楽器降ろし場所での楽器降ろしや出演者と同様に本番時に限り入館から退館までのルートを通ることができる。
※登録運搬補助員が館内に入館する際（大型楽器降ろし場所での楽器の降ろしのみは除く）には、出演ブロックの入場券が必要。（本番前入館の際に提示）
- (3) 上記(1)・(2)の登録引率者及び登録運搬補助員は、入退場時の搬入出作業の補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける引率者席・運搬補助員席にて鑑賞する。

6. 演技中に発生した事故対応等について

- (1) 落下物撤去について
演奏演技中の不慮の落下物について、演技者に危険が及ぶ恐れがあり、演技者が撤去できない場合は、登録引率者もしくは登録運搬補助員がフロアに入って撤去することができる。撤去者は、撤去後にフロアにいる係員に状況を報告する。
- (2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について
演奏演技中に器物や他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな状況、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、登録引率者もしくは登録運搬補助員がフロアに入ることができる。救助者は、救助後にフロアにいる係員に状況を報告する。危険を回避するための行動による演奏演技の乱れは審査に影響しないものとする。
係員が救助に入る際には、演奏演技の誤判断を避けるために、団体側に確認した上で救助に入る。
- (3) 演技の中断・再演技について
これ以上演技を続けることが危険であると主催者が判断した場合、演技の中断を要請することができる。その判断は、審査委員長が行い、演出部長が団体に要請する。
主催者の判断による中断、または自然災害による中断以外は、原則として再演技は認められない。
- (4) 演技前の設置ミス等に対する指示について
登録引率者及び登録運搬補助員は、楽器・器物等の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一、設置場所などにミスがあった場合には、事故防止の観点から演奏演技開始前にフロアに入って指示することができる。
ただし、演奏演技開始後の指示は認めない。
- (5) その他
この安全対策は、あくまでも演奏演技者の安全を図るために配慮したものであり、演奏演技の完成度を補完するものではない。参加団体には、入場、セッティングから退場までの安全を最優先に考えていただきたい。
なお、安全対策のために待機する登録引率者及び登録運搬補助員の待機場所については、通常のままとし、特例は認めない。

7. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。また、大会の開催方法が変更された場合、主催者は係る経費について補償しない。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各県の出演順は、東北連盟通常総会で各県選出代議員による抽選により決定する。
※参加団体の出演順は、県大会終了後に抽選により決定する。出場数に不足があった場合は、出演順の遅い方から無効とする。
- (5) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

マーチングバンド部門審査規定

1. 審査委員長・審査員・審判員

(1) 審査委員長

審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに、審査審判の円滑な進行を統括する。

(2) 審査員

小学生の部

- ①審査員は5名とし、次の項目を審査する。
 - ア. 全体的演奏・演技の調和 5名
- ②上記の項目の審査内容については、別に記載する。

中学生の部

- ①審査員は5名とし、次の項目を審査する。
 - ア. 全体的演奏・演技の調和 2名
 - イ. 全体的演奏技術と表現力 2名
 - ウ. 全体的演技技術と表現力 1名
- ②上記3項目の審査内容については、別に記載する。

高等学校の部・一般の部

- ①審査員は7名とし、次の項目を審査する。
 - ア. 音楽と視覚の調和 2名
 - イ. 演奏の調和 1名
 - ウ. 演技の調和 1名
 - エ. 管楽器の技術 1名
 - オ. 打楽器の技術 1名
 - カ. 演技の技術〔CGを含む〕 1名
- ②上記6項目の審査内容については、別に記載する。

(3) 審判員

- ①審判員は複数とし、1名を審判長とする。
- ②審判員は、人数・時間・器物・入退場の各内容を審判する。
- ③審判員は、違反の有無を、審判長に報告する。
- ④審判長は、結果を審査委員長に報告し、違反の最終確認は審査委員長が行う。

2. 罰 則

- ・参加団体及び応援保護者等に次の項目に該当する行為があった場合、審査委員長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- ・該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ①「(2) 減点」及び「(3) 失格」の項目以外の実施規定に反した場合
- ②役員・係員の指示に従わない行為のあった場合
- ③他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合
- ④非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合

(2) 減 点 (違反1回につき得点から1点減点)

- ①実施規定「1. 参加資格」(2)①に反した場合
- ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(3)内の②④、(4)③に反した場合
- ③実施規定「3. 演奏演技」に反した場合
 - ※タイムオーバーについては、5秒以上超過した場合1点減点とし、以後5秒毎に1点減点する。なお、事故発生によるタイムオーバーの場合は適用しない。
- ④実施規定「4. 手具・器物・特殊効果関連」に反した場合

(3) 失 格

- ①実施規定「1. 参加資格」(1)(3)に反した場合
- ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(4)内の①に反した場合
- ③消防法等の法令に抵触する行為(火気・危険物等の使用)があった場合

3. 成績・表彰・推薦

(1) 得点・成績点

- ①各審査員は、上記1.(2)に基づき、別紙「審査内容」「審査基準(クライテリア)」に沿って100点法(0.5点刻み)で採点する。
- ②各審査員の評点合計を審査員数で割った値(小数第二位まで用いる)を各団体の得点とする。
- ③上記得点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の成績点とする。
- ④大会終了後、得点・成績点一覧を通知する。

(2) 表彰及び全国大会への推薦

- ①全団体に、成績点により金・銀・銅のいずれかの賞を授与する。
 - 金賞：85点以上100点以下
 - 銀賞：70点以上85点未満
 - 銅賞：70点未満
 - ※全国大会推薦団体には、成績点に関わらず金賞を授与する。
- ②全国大会推薦枠数に従い、成績点の高い団体を全国大会に推薦する。
- ③成績点と同点の場合は、当該団体間の席次合計が少ない団体を全国大会に推薦する。
- ④さらに同点の場合は、審査員の投票により選考する。
- ⑤賞及び全国大会推薦団体は、閉会式及び、東北M&B連盟ホームページ並びに各種SNSで発表する。